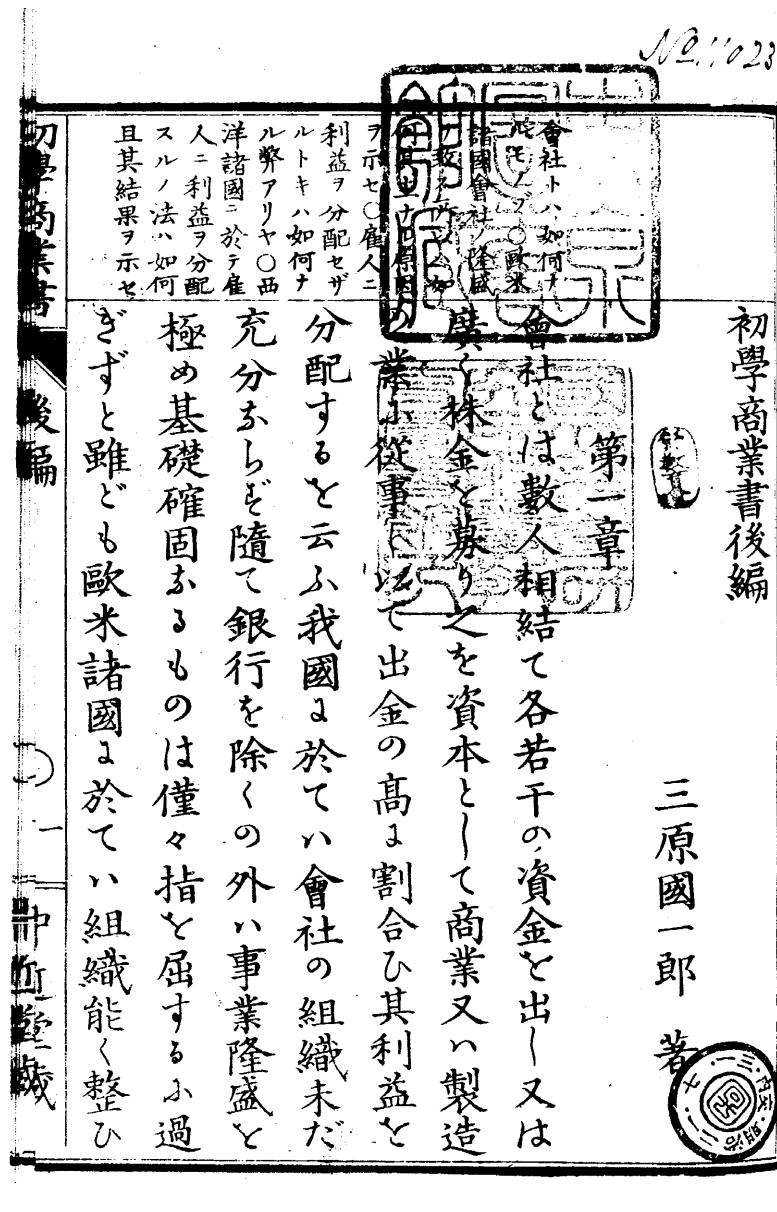


初學商業書

三原國一郎著

後編





倒産の憂少きを以て合資協力の法盛々行され
多くハ結社の法ふ依るが故ふ如何ある大事業
と雖ども成功せざるもの少一と云ふ是蓋其國
人の智徳性質慣習等種々の原因ふ由ること有
べしと雖ども近年經濟學の進む隨ひ利潤分
配法の宜きを得たるもの亦其隆盛を致その原
因たらざると得ど蓋會社小於て雇人よハ只一
定の給金を拂ふのみか一て其利潤ハ悉皆株主
よのミ配分するときハ雇人の會社の利害よ感
ざると薄く只監督者の目前よ於てのみ普通當
用の業務を辨じ敢て念慮を注で其業務を勉勵
するとなきが故ふ爲モベキを爲モズ節モベキ
を節せぞ隱然會社の損失を釀モト少からず故
ヨ其利益を獨資本主よ收め、すして其幾分と雇
人の配分せざるべうらざるとハ經濟學者の痛
く論辨モる所なり一が近年ニ至ては皆其利を
悟り多く此法を實行する小至きりと云ふ即資
本家の資本の利子監督の給料其他營業上よ屬
する諸税金諸雜費及相當の準備金を引去り尚
殘餘の益金あるときハ其功勞の優劣又ハ其一

期間の給金高は應ド雇員と資本主の間よ適宜配分するの法を實行をることとなりたれば雇人の注意勉強隨て舊よ倍もるが故小會社よ於てハ却て其利潤を増加せるふ至きりと云ふ我國小於ても銀行其他の會社よ於て漸次此法よ做ふて配當と行ふものあれども獨會社銀行のみならず苟も多人を雇使する商家よ於てハ漸次此法を折衷採用をると必要なるべし

第二章

利益分配ノ法宜
キヲ得ザルトキ
ハ如何ナル弊害
アリヤ○其弊害
ヲ防グノ法ハ如
何

右の如く雇人をして一意よ其社又モ其店の爲
ニ勉勵。信切を盡さしめんとするには賞與或
ニ利益配分の法によると最も妙法なりと雖ど
も苟も其方法の宜きを得ざるときハ獨其効用
あきのみならず却て弊害を釀す。その不幸と免れ
ざるとあらん蓋自己の働く由て給金の外ニ臨
時の恩澤を蒙るは固ナリ各人の喜ぶ所にて
隨て勉勵の心を惹起さしむるハ當然のことなれ
ども總て手代雇人の如きハ智識よ乏しく或は
少壯ヨリて思想固うらざるものなれば保護監
督の法頗る其宜きを得ざるときハ其恩金の爲

め却て遊蕩の弊と誘ひ多年雇使一て得せしめ
たる習練も遂々は其人と共ふ合せて之を解放
せざるを得ざるとあるべ一双方の不幸と謂い
ざると得む故此弊を防んとするふ其人物
を精選するハ勿論其身分は應じて各相當の積
金を爲さしめ又ハ其會社の株券を買そしめ苟
も一身の餘裕は過ぎざらしめんと注意一積
金積みて巨額ふ上り株券の利潤相應の配當と
受け利潤愈多く積金益増すふ隨て愈勉勵の念
を生ト倍其信切を深くせしめ所謂恩威並施を
ときの雇主雇員長く其利得を享受するを得べ
一要するよ雇主ハ獨其利益を専らよせモ雇員
ハ僥倖と希をす以て自他全般の利益を注目せ
一むると目下の一大要務なりと謂ふべし

第三章

雇主ト雇人ノ關係
係ヲ深クスルハ
前方便ノ外ニ大
切ナル箇条アリ
關係今古其趣ヲ
異ニスル所以ヲ
示セ○雇人ニ教
育ヲ施セバ其結果
如何

雖とも尚此より一大緊要事と云ふい雇員は多少の教育を施して以て其智徳を増進せしむるに是あり蓋昔日の如く商業の區域狭隘にて其職業亦限あり家格の限界嚴重あるときは主人の代々の主人手代ハ亦代々の手代ホーて僅々當用の算筆と能くそれべ以て其業を執らむる不足り以て其心を服するを得たれども今日の文明世界の事物甚だ多端にて逆も昔日の例を以て此活動世界の事を處すべからざるハ勿論のとなれば強て執務の時間と短縮して

十分の教育を施セベーと云ふいあらざれども無用の時間と徒費せしめず夜間又は就業前等毎日一時乃至二三時間當業必須の技藝又は學術と授るときハ其藝術智徳の進むよ隨て各人當務の事業大よ持リ獨本人を益するのみあらず深く恩人の恩徳と心よ銘ドテ終身心を傾け力と盡シ永遠の利福を蒙ルベー殊よ廣大なる製造事業は從事し數多の工男工女と使用されるものは始業前若くは喫飯後等數十分時より人生當務の事と講說一又は簡易ある讀書算

筆等を授け以て之が智德を進むるハ頗經濟の旨よ適一却て雇主の利得たると合点をへきあり

第四章

商業ノ目的ハ如
何其目的ヲ達ス
ルニハ如何スベ
キヤ○儉約ノ箇
條中第一ニ注目
シベキハ如何ナ
ル「ゾ」○我國商
家慣習ノ弊害ヲ
示セ○其弊害ヲ
救フノ道ハ如何
如何之ヲ詳解セ
○經濟ノ大要ハ

商業の目的は賣買の間ふ利潤を得るゝ在るとハ勿論なれども高く賣れば客來らざる反ひ相應の顧客あればして其費用を省くとと務めざれば亦其目的を達する能いざらべしされば其目的を達するう爲よハ廉價又仕入れて兼て又勤儉と務むると肝要ふ一て其儉約の法ハ巨細より注意をねば其箇條固より多うるべーと雖ども第一よ注意すべきハ無用の人を省くと其人の使用方如何よ在るべー元來我國の商家ハ店舗の構造飾物の体裁其宜きと得ざるより人貞と要する特よ多きが如一試よ呉服店其他少く門戸と張りたる舊商家と看よ支配人勘定方の外五七人若くハ十數人の番頭ハ店頭よ列坐一又此番頭の數よ應一て取次の丁稚と置けり故ふ通常客人の多きときと雖ども手を拱一て無事よ苦むものなきと得ず是只從來の慣習と一て

番頭の多數を以て其店の繁昌と裝ふの弊あり而一て其人を使ふが湯茶の取次より物の寸尺と取るとまで一切倔強の男子は委ねて婦人を使用するものなし是婦人ハ裁縫炊事等専ら内を守ると本分と一たるの餘習も出たるとみて不經濟の甚きものと謂ふるを得ず然る以上之の諸弊を破り店飾の体裁を改め人貞の配置其宜きと得るときハ其勞費ハ半よ一て効ハ必ず之より倍もものあらん蓋經濟の大要是財本と労力の効能を増加するふ外からに故ふ成るべく人貞を省き少數の人を以て多數の用と辨ぜ一め婦人童子も適するの業ハ敢て丁壯の人も任せぞ以て其費用と節一て十分の働を盡さ一むるの工夫なからべうらす我國の商家も於て苟も猛省して改良も注意するとあらば獨人貞と減じ得るのみからず勘定方取次人等之と婦人も譲り又ハ童子も托するも敢て差支なきのみう却て大は其利便を發悟するもあるべし

第五章

從來我國の商人社會は於て荷高品不足等の語を用ひ自然需用供給の釣合と注意するが如しと雖ども少一も經濟の理と通せざるが故に動もすれば此釣合と失ふて失敗をるもの少からず例バ某品の氣配上向なりと云へバ其品質の精粗需給の如何と顧みを相争ふて荷物を積送り又我地方の流行の物を認れば相競ふて高價の仕入と爲一遂に需要供給の平均を失ふて徒々供給の超過と致一其極や亦相競ふて價格を賣崩ル所謂二束三文の投賣を競ふて相共ふ斃るゝもの少からず元來需用供給ハ人の食物と於けるが如く腹中餓るときハ相争ふて其食と得んとと望ミ其品の精美と問ふと違あらざれども少く腹も充るとときハ粗食口ふ上のと欲せど多々益飽くときハ如何なる美味も之を顧るものなうるべし固より貨物ハ布帛金玉の如き永久ふ耐るものと菓穀類の如き永年と保たざるものとふ依て價格の高低と緩急多少の別ハありと雖ども需給の釣合と一定の程度ありて之と動うじべからざるの理ハ前例ニタル所以ヲ示セ

○食物ニ喻ヘテ

需用供給ノ理ヲ

示セ○商人ノ第

一二心掛クベキ

「ハ如何之ヲ詳解セヨ

四庫全書
後編
八
中行堂藏

共ふ斃るゝもの少からず元來需用供給ハ人の食物と於けるが如く腹中餓るときハ相争ふて其食と得んとと望ミ其品の精美と問ふと違あらざれども少く腹も充るとときハ粗食口ふ上のと欲せど多々益飽くときハ如何なる美味も之を顧るものなうるべし固より貨物ハ布帛金玉の如き永久ふ耐るものと菓穀類の如き永年と保たざるものとふ依て價格の高低と緩急多少の別ハありと雖ども需給の釣合と一定の程度ありて之と動うじべからざるの理ハ前例ニ

異あらざるものと知るべし然れば商人の第一
は心掛くべきこと主なる商品の價格高低ふもあら
ど其流行の何物たるふもあらず只早く何物う
最も能く彼の嗜好に適して其流行と來をべき
う又其流行と來したる上ハ幾千の供給恰も他
の需用に適して價格と維持する足るべきか
と察知するの機敏を要するのみ之を要するふ
徒らよ他人よ傲ふて其利と横奪するの弊と去
り能く需給の程度を謀て同業互相協和團結
以て損失を招うざらんと注意せざるべ

らぞ近年我國の外國貿易上常々其始より利あり
て終々損をるものハ皆此要訣と守らざるの罪
なり貿易商人たる者ハ能く彼我の實況を探知
をもと怠るべからざるなり

第六章

簿記といふ所謂帳合法の事よりて日々賣買取引
上の事柄即金錢の出入商品の賣買掛賣掛買等
萬般取引の顛末と精密に記入し將來の證據と
備ふる所のものにて之と一目すれば資產の
多寡より商賣の損益まで一目瞭然たら
ザルカ

一むる規法なり而して簿記の單式複式の二種ありて小賣商人は主に單式と用ひ問屋の如きは主として複式と用ふるなり其帳簿たる金錢出入帳元帳手形帳等幾冊もありて日々の賣買取引と彼より此を書上げ此より彼より拾上げ遂に取引の總勘定と大帳と稱する主要簿と繰め或は精算表を作り之と貸借の二段と別ちて差引勘定と知らむるものあり右の如く使用的帳簿は幾冊もあれども其秩序は整然たるものよりて決して日本從來の帳合の如く錯雜混亂にて間違と生じ易きの類があらず其帳簿の多きは則各取引勘定と精密判明あらむる所以ふれて却て其規法の正しさと證するふれり抑簿記は百般の取引と記帳して獨記臆と代ふるの便は供するのみならず確實にて後日の證據を備ふべく明瞭にて商賣の盛衰と知り得べき實は商家の精神骨髓とも稱すべきものなり然るふ銀行及び大會社を除くの外は尚混雜なる舊帳と墨守して西洋簿記の便法を利用品るものなきは怪しむべきの至ならざり是

畢竟該法の利便を信すると深からざるの致を所ありと雖ども文明の事物駿々と一て進み事々物々繁多を加ふるふ至るときの早晚帳簿改良の必要を迫るの期至るべきの間違もあきとなれば苟も心あるものへ速く覺悟して後日の狼狽を招うざらんと心掛くべきあり

第七章

運輸交通、便益
○五百石
積以上ノ和船ハ
何時ヨリ新造ヲ
○我國鐵道ノ最
大ナルモハ何
輸ノ便盛ニ開
クルニ當り商人
ノ殊ニ注意スベ
キトハ如何

運輸交通の便の貨物輸送の助を爲そのみならず隨て自然の物産と繁殖し物價と平均からしむるものふして國の開明幸福の全く運輸交通の便否は依ると云ふも可あり其例證ハ港津其他沿海の繫船は便なる處は常の人口増加し亦隨て繁昌と極めたると以て知るべきあり歐米諸國は在ての夙は汽船汽船の發明ありてより港灣は檣頭林の如く連り陸上の鐵道龜甲の如く縱横に聯續し海陸運輸の便の言語も絶る程ありと云ふ我國は於ても近年汽船帆船を次第に增加し殊に五百石積以上の和船の明治二十年以後に新造を禁止せられたきべ海運の日其進歩と加ふると同時に鐵道の布

設も官設と除き日本鐵道會社山陽鐵道會社九州鐵道會社と最大あるものとし其他某々等地又於て續々布設の計畫ありて既に其許可を得又其許可と願へんとする景況されば政府よりも條例の必要と認められ二十年五月と以て私設鐵道條例と公布し其標準を示されたり海陸運輸の便は數年あらざりて大より其面目を改むべきに敢て疑もあきとなきば其利便ハ云ふまでもなきとあれども急激の變動へ動もそれば狼狽の餘り殆ど爲を所と知らざる程の面倒

と蒙るものあれバ苟も智慮あるものへ豫め覺悟一て後日の計と爲一此利器を利用すると肝要なるべ一殊ニ商人ニ在てハ商品の種類と其多少又ハ地理上と注文の如何ニ依リ或ハ帆船又依るも可あれバ又或ハ汽船ふ托モると可とするともあらん時と一てハ鐵道又ハ馬車ニ限るともあらん商品其物と時と場合ニ依リ運賃其他の便否損益と考へ斯る利器の利器大る所以利用せざるべからざるなり

第八章

商業博物館トハ
如何○歐米諸國
ノ同館ノ仕組ヲ
問フ○白耳義國
アントウエルフ
ノ博物館ハ何ガ
為ニ設立シタル
モナリヤ○我
國ノ勸工場勸商
商ノ趣意ヲ得タ
リヤ

商業博物館ハ其原料と製品とと問へど内品外
産と論ぜど廣く之と蒐集陳列し又は商業上より
開ける報告統計諸表等を備へ當業者の参考よ
供にて其智識と進め以て商工業の隆盛と助け
國家の富強を謀らんが爲よ設立そら所なり蓋
歐州諸國の都府は在てハ大概同館の設あらさ
るハなく多くハ政府の保護を仰て商法會議所
又ハ有志商人の共立又係るものなりと云ふ而
て其仕組たる各商品の部類種別と分て其品
の產地名稱製造費等と始め賣價功用等よ至る
まで詳細の説明と付し在外領事ハ常々消費の
盛なる新物品も注目し之が見本報告と送て見
本の缺を補ひ其他各國の商業雑誌新聞の閱覽
所あり商業も關する必須の書庫あり尚又各國
の關稅率より海陸運賃表等を掲示するの室あ
り用意至らざる所なしと云ふ就中白耳義國「
アントウエルフ」の商業博物館の如きハ生徒教育の爲
ニ設立したるものよ一て同國輸出品の見本を
陳列一各實業家ハ其物品も就き逐次之が講述
説明と爲以て普通商業の智識と得せ一むる

の主旨なりと云ふ注意の至れる豈よ驚歎をべきよあらずや我國よ於ても各地よ於て勸工場勸商場又は物産陳列場博物館など稱するものなきよあらざれども或ハ全く其精神と失ひ或ハ其規模備そらす一却て射利好事の嘲を招くもの少ならず歎をべきの至と謂ふべ一我輩ハ官立あり民立なり又ハ官民共立なり完全なる一の商業博物館を設けて商家の智識と進み併せて國家の富實を謀らんと世の有志家よ向て希望よ堪へざる所なり

第九章

報告統計等ノ有
無ニ依テ商人利
害ノ關スル所ヲ
詳説セヨ〇此事
ニ付テ人生ノ當
務ヲ問フ

前章よ於て外國の商業博物館よハ商品の陳列ハ勿論商業よ關する新聞雑誌の閱覽所も往々各國の税關表より海陸運賃表等の掲示室あると記述したれば既ふ其記憶よ存るとあらんと雖ども我國從來の慣習よ於てハ兎角報告統計諸表等と等閑よ看過するの弊あると以て尚此よ之を再説を以し抑物品と輸出又ハ輸入せんとするものハ需用供給及時好市價等の如何と察知せざるべからざるハ勿論のとな

れども既に其報告を得たれどとて其開税へ如何又其運賃へ幾干あると詳知するからざれば商人の第一主眼たる損益如何と量較するふ困むべ一若一之と問ひ之を知らんともも據るべき諸表ふきときハ其往復問答の煩い一きハ勿論其間は既ふ事情の變動と來一て折角の好機と失ひ得らるべきの利も之を得る能ひざるのみならば或ハ思へざるの損失を招くをからん尤も關稅とて隨分入込たるものみて各國其取扱を異ふ一又其稅と徵するふも緩よ一て易なるより酷よ一て嚴なるあらん又其運賃等も果一て該表の通よ一て割引なきか又ハ其品柄ふ依てハ汽船帆船何れも積載すべきや溫帶熱帶地方の航路よ由てハ帆船も積て差支ふき品も其腐敗と避んぐ爲よハ汽船と要モルともからん凡此等種々様々の關係の實際小臨て大ふ經驗熟慮を要もべきをあらんと雖ども兎も角以上の諸表及雑誌報告類の當業者参考の好材料たるハ勿論漸次精密の取調と爲し其完全と謀るよ至らば坐がらよ一て商略と畫

するも敢て難からざるゝ至るべ一報告諸表類の熟聞記憶を要するの必要あるハ勿論自己の見聞上荷も必要と認るものは之を筆記保存するの習慣を養ひ以て己と利一兼て世を利すると人生の當務なりと知るべし

第十章

荷爲換トハ如何
ナルモノゾ其例
ヲ示セ○荷爲換
ノ事業ハ本邦ニ
於テ其盛衰如何
○歐米ト本邦ト
信用ノ厚薄アル
信有様ヲ説ケ

荷爲換との貨主其貨物を寄託一之ニ對一て其地の銀行會社より其代金の借用を爲すの法はして例ハ大阪の甲東京の乙と貨物賣買の約を結び其貨物を輸送せんとするニ當りて荷爲替を取組むと欲をもときハ甲地所在の銀行會社ニ就き其貨物及ヒ荷受主ふ其金額を仕拂ふべき旨を記一たら爲替手形を渡一て其代金を借用一尚商品の預書を受取り直ニ荷受主ふ通知すべ一而ノテ金主ハ其荷物を運送社ニ托一て其預證書を受取り其預書と前ニ爲替手形及其他必要の書類を合せて乙地の本支店又ハ「コルレスポンデンス」店ニ送て荷受主ニ手形の引受を爲さ一め仕拂期日ニ至リ金額引換ふ其荷物を渡一以て其金員を償收するの方法なり我國

又於てハ銀行の設立よりてより全條例中荷爲替の業務を以て其本務中ノ一も加へられたるを以て爾來銀行の此業を營むもの日多きと加へ現今も至てハ荷爲替の事業倍盛大と極むるが至るハ我國の金融上頗る利便を加へ喜ぶべきとなりと雖ども尚一層の進歩を爲して荷爲替の必要を見ざるも至らざれば未だ以て満足すべからざるなり蓋歐米各國の商業社會は於てハ信約の法盛よ行それ只一片の證書を依て巨多の貸借を辨得するの便あるが故に亦貨物委託の必要を見ざるのみあらず現今も至てハ殆ど荷爲替の跡を絶つゝ至れりと云ふ然るは我商業社會は於て荷爲替法の盛よ行へるるは金融上の進歩の則進歩なりと雖ども尚信用の厚くらざる證徵ありと謂ふざると得也然ども近年爲替手形約束手形條例の發布によりてよりは信用の法漸く行こうの景況なれば銀行の業務も亦隨て抵當貸の一一部分を減少するも至るべきや決して疑ふ容れざる所あり

第十一章

手形交換所トハ各銀行の互々結約一て爲替手
如何つ交換所、
有無ニ依テ損益
スル所ヲ詳解セ

手形交換所とハ各銀行の互々結約一て爲替手形振出手形當坐預金引出小切手等と交換一以て相互の取引を決算一て貨幣授受の煩を省き併せて其流通を使ふをもぢ爲ニ設くる所あり蓋商業繁盛の地ニ於てハ爲替手形振出手形及當坐預金引出小切手等と以て諸般の取引を爲す者頗る多く隨て各銀行ハ各他の諸銀行ニ向て相互ニ要求をべきもの少からず之ニ爲ニ幾多の丁稚手代を派シテ代金の取立を爲一而一他ニ要求ニ應ざるが爲ニハ又巨額の貨幣紙幣を積立て之が用意を爲さざるべからず而一其積立たる各銀行の準備の金額ハ全く流通の用と爲さずして獨金融の妨害たるのみあらず各行の間ニ奔走取附と爲すと其貨紙幣真質の鑑定計算等其勞費擧げて計るべからむ然るニ今此の交換所なるものニ就き毎日一回乃至二回約束の時間ニ於て各銀行より一二名の手代と出一相會一て差引結算一尺其差額のみを拂ふて精算を爲すときハ勞費を省くのみならず金融の圓滑と助くる果一て如何ぞや試ニ看

よ一銀行より仕拂の要求を應ずる爲常と
壹萬圓を備置くものとせば二十行又貳拾萬圓
三拾行又三拾萬圓の準備を要する所あらずや
交換所の有無も依て損益の開くる所亦大あり
と云ふべし我國は於ても東京大阪又於て既に
交換所の設立ある所至りたる所亦銀行業務進
歩の一端を證する足れり

第十二章

商法會議所の各都市の有志商人相謀て各自
の福利と増進せんが爲め設立する所のもの
原ハ如何同所ハ如何ナル事ヲ爲スル所ナリヤ〇

本邦ニ於テ商法
會議ノ有様ハ如何
○同所ニ就テ
希望スル所ヲ說
ケ
一て其起原ハ一千六百年代英國のコロンウェ
ル氏が貴族紳商等數十名と招集して貿易上の
利害得失を諮詢して討議せしめ大は其洪益あ
ると知り爾來之は倣ふて之と商法會議所と唱
へ各都市に設置をもよ至れりと云ふ抑同所ハ
其名の如く商法上の利害得失を討議して其創
定改正の事と政府の建議一或は政府の諮詢と
對して其意見と答申する所なりと雖ども獨商
法上は止らず苟も一國一市の公共の利害は關
する所ハ之と集會議一之と同所の意見とし

て或ハ之と政廳より具申一或ハ直ニ之と實行を
其他物産の統計の如き商況の調査の如き同所
の處理する處頗廣く隨て其公益と與ふる亦頗
大なり我國は於ても東京大阪等の夙々談所と
設立一て或ハ政府の諮詢より答へ又ハ其意見を
建議一或ハ之と世間は廣布して益をもる所少か
らず其他各要港及都邑は於ても近年續々其設
立たり未だ著る一き實効の舉るを聞りざれど
も鬼ふ角商業社會進歩の一端と證する小足れ
り今日の文明入門の社會にて事物頗繁多な
れば同所の責任は最も重く隨て亦其公益と世
よ流もと少ならず我輩ハ同所の益盛大ヨー
て官民の便と謀り遂ニハ商業教育商業博物館
或ハ商品見本陳列所等と擧げて之と同所の管
理ニ屬し學理と實業ととて倍相密接せしめ
又ハ商業視察員と海外と派する等總て社會の
率先ヒあり國家の文明富實を進むるの機關た
らんことを希望るものなり

第十三章

共立商社ハ如何
ナルモノヅ其起

原ハ如何○該社
ノ仕組ヲ説ケ○
我國ニ於テ該社
ノ永久セザルハ
ムルハ如何スベ
キヤ

資金と醸出し以て日常必需の物品即薪、炭、油、酒、
醤油等を主とし、其他の雑品と一時ふ仕入れ社
販の需用に應じて隨時之を賣捌く所の店舗よ
りて同社の起源ハ其初英國勞働者數人の發起
より成り、其商社次第々隆盛と極むるふ隨ひ漸次
盛り各國々行くるに至れりと云ふ蓋富商豪
家ハ需用頗多く隨て一時より多量の物品を買入
るが故に低廉より買入ると得れども貧民々至
て日々小買と爲すが故に其價の不廉を免る
能ひざるハ勿論なり然るより今數人相結び各

少額の資金を出一之と集めて直より製產者より
一時買入と爲すときの廉價より小買と爲し得る
は是亦自然の勢あり而して該社資金の利潤分
配の法たる先づ商社辨用の雜費と引去り相當
の利子と株金高より應じて分配し而して尚其餘
る所剩れば該殘金ハ各其購買高より應じて社員
より十社外人ふ五の割合を以て割還その仕組あ
れば小民社會よりて最も良の便法と謂ひざる
を得ど我國よりても各地よりて同社を設立し
たる所少からざれども往々久からずして解社

の不幸を見るハ其原因蓋少からざるとあるべ
けれど要ある我國の文明未だ進まず勞働者
ニ此利便と感するの智識あく所謂世俗ノ紳
士社會と稱する好事者流の發起ニ外ならざる
と以て商社の措辦其宜きと得ざるか又ハ物品
の仕入ニ其道と得ざるニ外ならざるべし若夫
れ小民社會の智德を増進ニ管理其法を得バ隨
て該社の隆盛ふ至るのみならば社會一般の幸
福あるべ一該社の利害ハ分明なれども只其局
ニ當る者の深く注意と要をべきとあるのみ

第十四章

取引所トハ如何
○同所ノ有無ニ依テ各人ノ便否
如何ヲ示セ○米商會所株式取引所ハ如何○取引所ノ慣例ノ主眼ハ何ニ在ルヤ

取引所とハ米穀、砂糖、綿鹽、石油、等凡て重要な商
品及諸公債證書證券株式等を賣買取引シ又は
定期の賣買を爲シ以て物價の相場を立る所す
リ蓋物價の時ニ依り又場所ニ依て大小高下の
差異あるときハ人々の迷惑不幸これより大なる
ものハなかるべ一然るニ此取引所あるもの
ハ物價を平均せしむるの好機械なり今米の一
物を以て一例と證せんシ取引所あるものなき
ときハ米價の標準と取るべき所をきが故ニ一

地方は於て有力なる投機者が一時買締と爲もときハ市場の價格を高めると甚だ易い而して他地方より買入を爲さんとするも容易よ其價格と知る由なうるべし不便の極と謂へざるを得ざ然るよ此取引所なるもの例とときハ例ハ東京は於てハ一石の相場六圓にて上氣配なりとするときハ大阪名古屋等各地の取引所は電信と傳へて其相場と問合せ若一安價よして下向の返信を得るときハ同地より東京までの運賃と金利と見積り六圓以下の相場と立

つべし大阪名古屋上向なるときハ又東京其他の相場と問合せる等各地皆此の如くよして以て自然よ各地の價格と平均せしむるふ至るべ一果して然るときハ獨需用者の便利たるものみならず農家の如きも米と市場は賣らんとするよ一定の相場あるときハ決して奸商の詐術よ落るの憂あらベー是我政府は於て夙よ條例と設けて米商會所株式取引所の設立と許可せられたる所以あり然るよ以上兩所ハ専ら米穀と株式公債よ止り且從來同所は於て行された

る弊風も少からざれば尚此區域を廣め及右等の諸弊を防ぐんと小注意—明治二十年五月より更々取引所に小條例と公布せられたり同例の第一條より取引所に商業上公正直實の風と養成云々の語と拂みて徳義上の責任を負ひ一め尚同所又於て賣買取引の關へ争論を生じたるとき役員の申告へ常置委員の多數決と以て其争論を仲裁せしむると爲したるハ則除弊の主ある精神あるが如しこれは由て果して從來の弊風を除くこと得バ官民の幸福之よ過ぐるものいなかばし

第十五章

租税ハ何ノ爲ニ
拂フモノナルヤ
○租税ヲ賦課スルハ如何ナル方法ニ因ルベキヤ
○所得税トハ如何又其税率ヲ問フ○年々所得ノ豫算金高及種類ヲ郡區長ニ届クル期ハ何時ナリヤカルトキハ如何スルヤ
○此届ヲ爲サ

人民相聚りて既ニ一國とあしたる上へ其國民の安寧と保ち生命財産の保護と托する政府があるべうらず既ニ政府にれば其政務を行ふの費用を拂ふハ其國民の義務だと亦固より論と待せず此費用と名けて租税と云ふ右の如くあるが故ニ其保護を受けるの多少依て亦租税の輕重なるべきハ當然のことなりとす即資産多

きものゝ其少きものよりも保護を受くると多
けきば隨て義務を負ふとも亦重からざるべか
らず然り而して租税を賦課するより最も公平
よして最も便利ある方法は依て徵ると肝要
なり即鹽、味噌、醤油等の如き日用必需品は輕く
して烟草、酒類の如き奢侈品は重く又ハ中等
以下の人は輕くして中等以上の資産家は重く
するが如き是なり然るときへ納税者は於て苦
痛を感ぞると薄く隨て苦情を訴ふる者あく自
然ま政費を辨ド得ベ一明治二十年三月公布せ

られたる所得税法の如き即此精神に基きたる
ものなり同法又依れば公債證書若くハ政府の
特許を得て發せる證券の利子營業は重らざる
貸金、預金の利子、株式の利益配當金、官私より受
くる俸給、手當金、年金及割賦賞與金等ハ其所得
金高又其資產其他營業より生ぜるものハ其種
類一應トテ收入金高若くハ收入物品代價中よ
り國稅、地方稅、區町村費、備荒儲蓄金、製造品の原
貨物代價、販賣品の原價、種代、肥料及營利事業は
屬する場所物件の借入料より雇人の給料負債

の利子及雜費を除き而して其純所得金高一ヶ年三百圓以上ものハ百分の一、千圓以上ハ百分の一、半、壹万圓以上ハ百分の二、貳万圓以上ハ二半、三万圓以上ハ百分の三と納むべき筈にして此納税の義務あるものハ毎年四月三十日まで其年所得の豫算金高及種類を記し其地の所轄郡長又は區長より届出ざるべからず若此届を怠るときハ罰金より處せらるべし且又各郡區役所管轄内より公撰として七名以下の調査委員と置き右届出の當否を議決せしめ尚納税者と認むるものふれて期限を過ぎて其届出を爲さるときハ郡區長より所得金高の見積を立て之を調査委員會付するの法あれば苟も脱税と謀て法律の罪人とすり兼て徳義より背くの處爲らるべからざるなり

第十六章

税關ハ如何ナル	事ヲ取扱フ所ナリヤ○何ヲ從	税ト云ヒ何ヲ從價税ト云フヤ○輸出ノ手續ヲ畧ハ如何并ニ犯則
---------	---------------	------------------------------

税關とハ出港入港の船舶を検査し輸出入の貨物積卸の取締を爲し併せて其輸出入品の課税する所なり其税を名けて海關税と云ふ而して其關税又二種あり即品物の斤量丈尺等總て其

品ヲ問フ

物の數量よりて課税をうど從量税と云ひ又其貨物の價格よりて課税するを從價税と云ふ但同價同量ふても其貨物の性質と種類より税率より輕重なり又全く無税の品なり而して我貨物と商船より載せて他國より輸出せんとするときへ自國の税關又は地方廳より船名并に乘組人の住所姓名等を記したる船切手を申請け着船の後二十四時間内に船切手及積荷目録を添て領事館より届出て領事の手を経て同地の税關より検査を受けざらばからず若其届出ヒ照會し其検査を受けざるべからず若其届出ヒ

怠り又は積荷の品高を隠し或は其品物を偽り苟も脱税を謀る等の所業あるときハ夫々相當の罰金より處し或は其品を官府より没收せらるべ一其他船積願書陸揚願書送狀仕入書等苟も其手順手續を誤るときハ莫大的の損失を免れざるべ一又逋税を謀らんが爲め開港場よりらざる港よりて密かに品物を賣買すると密賣買と云ひ其品物を犯則品と云ふ此密賣を爲したるものハ犯則品ハ官より沒收せられ尚罰金の沙汰を蒙るべ一實際より當るときハ能く能く注意して

粗忽の所爲あらんと心掛ざるべからず本邦の外國と通商を開くや税權の外國の牽制を受け其自由を得ざることをれども到底此儘にてあるべきもやらざれば早晚其平々なるを得る大とあるべーと雖ども現今へ現今の法に従ひ違法の人とあらざること肝要なり

第十七章

以上ハ商家の子弟たるもの現在心得べきこと及將來心拭くべきとの大要と記したるものにて尚此外よも記すべき多けれども記事

モ差支ナキモノ
ナルヤ○他人ニ
代理ヲ頼ムトキ
ハ如何の總理代
人ト部理代人ノ
別問ハ
地所建物船舶等
ノ賣買譲與及質
入書入ノ公證ハ
何處ニテ爲スベ
キヤ○實印ハ人
ニ預ケ又ハ預ル

の繁雜過ぎ又深く理論を涉るハ本書の趣意よりさらざれば尚以上は洩れたる數條の要件を略記一へ以て此編の終を結ぶべー凡そ財産の所有權を關するとの最も大切あるとなるが故ニ地所建物船舶等の賣買質入書入等ハ從來各其規則ありて其時々其地の戸長の奥書証印を受くるとなり一も明治二十年二月以來ハ以上の諸則を廢し更ニ登記法を制定せられ各地治安裁判所及郡區役所等ニ於て右は關する登記の事務を取扱ひるゝことなりたれば地所建物

船舶の賣買讓與及質入書入等ハ必ず此法律ニ
隨ひ登記を乞ふべきものと知るベ一且又貸借
の契約證書ハ後日の證據たるべき大切のもの
なれば本人必ず自ら姓名と書いて實印を捺す
ベ一實印ハ諸事諸般の證據となるべきものと
して妄ニ他人より預け又ハ他人より預ることと禁
せられたきども或ハ此事と心得ぞ一て等閑ニ
するものあるハ大ある心得違あり實印ハ必ず
嚴重ニ始末して本人の外他より取扱ハ一むべか
らざりナリ尤も百般の事務を取扱ふは當り本

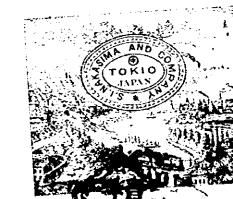
人の都合上依て他人より代理と委任せらる妨本
一と雖ども其代人の所行ハ正しく本人の關係
たるべきが故ニ必ず心術正直の人と撰び其委
任一たる權限を明記せる委任狀と與ふべし而
一て其本人身上諸般の事務を代理をう者を總
理代人と云ひ其幾部の事務を代理するを部理
代人と云ふ其他商賣柄は依てハ夫々の税則取
締等の規則あれば當業者ハ勿論新ニ開業モる
ものの心得違なき様注意遵守すべきナリ

初學商業書後編終

K120.62
6

明治二十年六月廿四日版權免許
全 廿一年七月六日印刷
廿一年七月六日訂正出版

定價金壹錢



發行兼印刷者 中嶋精一
著作者 三原國一郎

東京都芝區三田四國町三番地
大阪府東區伏見二丁目二十四番地
東京府京橋區銀座二丁目六番地

中嶋精一
近 堂

賣 大阪備後町四丁目 梅原龜七
捌 全 北久太郎町四丁目 柳原喜兵衛
所 愛知縣名古屋市三丁目 川瀬代助
賣 佐賀縣佐賀 河内莊助
捌 熊本縣熊本 長崎次郎
所 島根縣松江 川岡清助
鹿兒島縣鹿兒島 吉田幸衛
愛媛縣松山 向井藏次郎